

自動録音装置 10,000 台の購入
入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 入札書
- ⑥ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑦ 委任状
- ⑧ 契約書（ひな型）
- ⑨ 誓約書

一般競争入札参加申込書
兼競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 自動録音装置の購入
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 連絡先（担当者）

所属： _____ 電話： _____

氏名： _____ FAX： _____

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年3月10日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

自動録音装置 10,000台

(2) 調達物品の性質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁2号館2階 ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局

(兵庫県県民生活部くらし安全課内)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県を含め、いずれかの都道府県、政令指定都市(以下「県等」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県等の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県等の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

令和8年3月10日(火)から同月16日(月)までの間にインターネット上のひょうご地域安全まちづくり推進協議会ホームページ(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk14/ac16_000000006.html)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間

令和8年3月10日(火)から同月16日(月)までの日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局

(兵庫県県民生活部くらし安全課内) 担当 日野

電話 (078) 341-7711 内線73085 F A X (078) 362-4465

E-mail tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和8年3月10日(火)から同月16日(月)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時まで

を除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年3月25日(水) 午後2時00分

場所 兵庫県庁別館1階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年3月24日(火)午後4時まで以前記3(2)の場所に必着のこと。

5 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年3月10日(火)から同月16日(月)までの午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

電子メール又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年3月19日(木)午後5時まで、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札に関する条件

ア この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

イ 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア)初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ)初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反して無効となった者以外の者

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要作成

(6) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、契約担当者により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

自動録音装置 10,000 台の購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

自動録音装置 10,000 台

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

契約担当者が仕様書で指定する日

(5) 納入場所

契約担当者が仕様書で指定する場所

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県を含め、いずれかの都道府県、政令指定都市（以下「県等」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県等の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日または当該調達の開札の日において、県等の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 提出場所

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局

（兵庫県県民生活部くらし安全課内）担当 日野

電話 (078) 341-7711 内線 73085 F A X (078) 362-4465

(2) 参加申込の期間

令和 8 年 3 月 10 日（火）から同月 16 日（月）までの午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 参加申込の方法

持参の場合は、上記(2)の期間中に上記(1)へ提出。

郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項による信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記の上、宛名及び入札物件等を記入し、令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 4 時までに上記(1)の場所に必着すること。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書

イ 県等が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時審査受付済みの審査申請書（又は受付票）の写し

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 8 年 3 月 19 日（木）までに入札参加申込者に一般競争入札参加資格確認通知書により電子メール又は F A X にて通知する。

(6) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 3 月 10 日（火）から同月 16 日（月）までの午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く）。

イ 受付場所

3(1)に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

電子メールまたは F A X により提出すること。

オ 確認の結果

令和8年3月19日(木)までに、入札参加申込者に電子メール又はFAXにて通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

(4) 質問の回答書

質問に対しては、原則として令和8年3月19日(木)までに書面等(電子メール及びFAXを含む。)により回答し、その内容については、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会ホームページへの掲載の方法により公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものにあつては、担当者による口頭による回答のみとすることができる。

また、質問内容によっては、セキュリティの関係上、回答できない場合がある旨、了承のうえで質問を提出すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局

令和8年3月10日(火)から同月16日(月)までの毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 日時 令和8年3月25日(水)午後2時00分

(2) 場所 兵庫県庁別館1階B会議室

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、入札書を入れた封筒に確認通知書を同封すること。

8 入札書の提出方法

上記7の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送等による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年3月24日(火)午後4時までに3(1)の場所に必着のこと。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

カ 「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金
免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

(1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

(1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、契約担当者が作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

(1) この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

(2) 入札書の提出は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(2)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(2)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外のもの

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県等の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めることとする。

19 調達事務担当部局

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局

（兵庫県県民生活部くらし安全課内） 担当 日野

電話番号：(078) 341-7711 内線 73085 F A X 番号：(078) 362-4465

電子メール：tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp

仕様書

1 件名

自動録音装置の購入

2 品名及び総数量

自動録音装置 10,000台

※ 詳細については「7 規格」のとおり

3 同等品の取扱い

(1) 参考規格品又は参考規格品と同等以上の製品(以下「同等品」)を納入すること。

なお、同等品を納入予定の場合は、あらかじめ本件の入札手続きにおいて、必ず質問締切日までに同等品の承認申請を質問として提出し、承認を得ること。この承認を得ていない製品による納品は不可とする。

(2) 本件の契約後に、7(5) 参考規格品記載の参考規格品又は同等品が廃番、製造中止、工場の事故等に伴う出荷不能又は製品の欠陥等に伴う出荷停止、その他受注者の不可抗力と認められる止むを得ない事由により納入できなくなった場合、上記(1)の定めにかかわらず、当該参考品等の後継製品又は代替品(以下「代替品等」)をもって納入することができるものとする。この場合の代替品等の仕様は当該参考品等と同等以上のものとし、受注者はあらかじめ代替品等により納入する理由及び代替品等の仕様を書面により提出し、了承を得ること。

4 納入期限

指定台数を下記の期限までに納入すること。

(1) 令和8年4月24日(金) 1,000台

※納品日は令和8年4月24日までの開庁日とする。

(2) 令和8年5月29日(金) 1,000台

※納品日は令和8年5月29日までの開庁日とする。

(3) 令和8年6月26日(金) 1,000台

※納品日は令和8年6月26日までの開庁日とする。

(4) 令和8年7月31日(金) 1,000台

※納品日は令和8年7月31日までの開庁日とする。

(5) 令和8年8月28日(金) 1,000台

※納品日は令和8年8月28日までの開庁日とする。

(6) 令和8年9月25日(金) 1,000台

※納品日は令和8年9月25日までの開庁日とする。

(7) 令和8年10月30日(金) 2,000台

※納品日は令和8年10月30日までの開庁日とする。

(8) 令和8年11月27日(金) 2,000台

※納品日は令和8年11月27日までの開庁日とする。

納品日詳細については、担当者と別途協議の上決定する。
ただし、予算と申し込み状況により追加発注する場合がある。

5 納入場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁2号館2階
ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局
(兵庫県県民生活部くらし安全課内)

ただし、上記場所以外に納入する場合は、別途担当者と協議することとする。

6 納入にあたっての注意事項

- (1) 納品に際しては、事前に担当課に連絡をし、検査日程等を確認後、納入の手続きを取ることに。
- (2) 納品は、土日祝日を除く日の午前10時から午後5時までの間に完了すること。
- (3) 納品は、10台～50台を1箱に梱包すること。

7 規格

(1) 一般仕様

ア 外形

120(横)×100(縦)×30(高さ) [mm] 以下

イ 重量

500グラム以下(付属品は除く)

ウ 適応回線

アナログ二線式

※アナログ回線、PBX回線、INS回線、IP回線対応

エ AC電源

オ 付属品

ACアダプタ、モジュラーコード(60cm以上)、取扱説明書(紙ベース)、簡単取り付けマニュアル(紙ベース)

カ 梱包

1台ごとに製品本体及び付属品を簡易個装箱で梱包すること。

キ その他

- ・ 電源スイッチ「入・切」があること。
- ・ 誤接続を目視で確認するため、電源ランプが点灯すること。また、正常に接続されていない場合、電源ランプが点滅すること。
- ・ 本製品の接続については、電話機と本製品の本体をモジュラーケーブルで接続する簡易的な方法によるものとし、設置に工事を要せず、工具等を使用しないこととする。

- ・ 本体のモジュラーコードの差し込み口については、電話機との接続が容易にできるよう、本体背面若しくは本体側面に作ること。
- ・ 簡単取付けマニュアルの作成に当たっては、担当者と協議の上、接続方法が高齢者に分かりやすく伝わるよう工夫すること。
- ・ ナンバーディスプレイサービス、留守番電話機能、コードレス機能付き電話機、FAX 付電話機(自動受信可) の各機能に対応しながら、発信者に対して自動で警告すること。
- ・ 本製品の余白部に納入日及び1 台ごとのひょうご地域安全まちづくり推進協議会指定の管理番号を印字またはシールで貼付すること。
- ・ 本製品表面の余白部にシンボルキャラクターマモリンをシールで貼付し、「ひょうご地域安全まちづくり推進協議会」と表示すること。シールの大きさは、担当者と別途協議すること。
- ・ 簡易個装箱に1 台ごとにひょうご地域安全まちづくり推進協議会指定の管理番号を印字またはシールで貼付すること。
- ・ 本製品の使用者は主に高齢者層であることから、デザイン、機能等については、担当と協議の上、複雑な機能を要しない簡素なもので、分かりやすいものとする

(2) 自動音声警告

ア 警告方式

電話着信時に常に発信者に対して自動で警告を行い、警告終了後呼び出し音を鳴らす。音声警告のオン/オフの切り替え機能を有する機器であること。

イ 再生音声

「この電話は、防犯のため、会話内容が自動録音されます。」などの主旨を含んだ再生音声にする。

ウ 内蔵スピーカー

あり

(3) 自動通話録音

ア 録音方式

受話器が応答したときから録音を開始し、通信が遮断された際に停止し、着信のみ録音する。

イ 再生、消去等

自機のボタンにより、ファイルの選択、再生、消去が可能。

ウ 録音件数

30 件以上

エ 録音時間(録音合計時間)

20 分以上

オ 保存方式

上書き保存

カ 音声取出し

可能

キ その他

録音データの記録については、記録メディア(SD カード等)を使用することは差し支えないが、使用する際は本体から取り出しができないようにすること。

(4) その他

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会の推奨する優良迷惑電話防止機器であること。

(5) 参考規格品

- ・東芝エルイトレーディング株式会社
東芝防犯用電話自動応答録音アダプター TY-REC 2
- ・株式会社太知ホールディングス
防犯対策電話録音機 ST-386
- ・株式会社レッツ・コーポレーション
振込め詐欺見張隊 ECO・ECO L-FMS-ECO

8 問い合わせ対応

「利用者」からの設置方法や製品不良等の問い合わせについて、フリーダイヤルによる日本語の問い合わせ窓口が整備されていること。なお、問い合わせ先の表示は機器本体に見やすい位置に印字またはシールで貼付すること。

9 製品保証

納品日から1年間を保証期間とする。

10 支払方法

納品都度の検査完了後、受注者からの請求に基づき、納品台数分を支払う。

11 その他

- (1) 本案件の履行に係る一切の経費については、特に記載のない限り、本契約の契約金額に含まれる。
- (2) 納品する機種については、すべて同一のものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議の上、別途決定する。

12 担当

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事務局 TEL078-362-3163 (直通)
(兵庫県県民生活部くらし安全課内)

物 品 入 札 書

件 名 自動録音装置 10,000 台

入 札 金 額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
自動録音装置	10,000			
計	—	—		

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 仕様書のとおり

上記の物品については、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋 藤 元 彦 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

代理人氏名 ㊟

(付記)

この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる

物品入札書

件名 自動録音装置 10,000台

入札金額 ¥ △△△,△△△
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
自動録音装置	10,000	○,○○○	△△△, △△△	
計			△△△, △△△	

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 仕様書のとおり

上記の物品については、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦様

住所

代理人が入札に参加する場合には、
代理人の署名、押印が必要です。
また、委任状の添付が必要です。

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

代理人が入札するときは、
押印の必要はありません。

Ⓜ

Ⓜ

(付記)

この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

使用する印鑑は、委任状に押印した印
鑑と同じものを使用してください。

物 品 見 積 書

件 名 自動録音装置 10,000 台

見 積 金 額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
自動録音装置	10,000			
計				

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 仕様書のとおり

上記の物品については、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋 藤 元 彦 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

代理人氏名 ㊟

(付記)

この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる

物品見積書

件名 自動録音装置 10,000台

見積金額

¥ ▲▲▲, ▲▲▲

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
自動録音装置	10,000	●, ●●●	▲▲▲, ▲▲▲	
計			▲▲▲, ▲▲▲	

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 仕様書のとおり

上記の物品については、契約条項 及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

印

(付記)

この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

開札当日に、代理人本人が見積書を提出する場合は、代理人の氏名・押印で見積書を提出してください。

委任状

私は _____ を代理人と定め、下記の
権限を委任します。

記

自動録音装置 10,000 台 の入札及び見積に関する一切の権限。

受 任 者	
使 用 印 鑑	

令和 年 月 日

契約担当者

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

契 約 書

1 品 名	自動録音装置		
2 規格(形式)	仕様書のとおり		
3 数 量	10,000台		
4 単 価	@	円	
5 契約金額		円	
	(うち消費税及び地方消費税の額		円)
6 納入期限	仕様書のとおり		
7 納入場所	仕様書のとおり		
8 契約保証金	免除		
9 納入の方法	仕様書のとおり		

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めるときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第19条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

（協 議）

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会計規程によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
ひょうご地域安全まちづくり推進協議会
会長 齋藤元彦 印

乙 住 所
会 社 名
代表者名 印

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

年 月 日

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

【適正な労働条件の確保に関する特記事項の例】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

自動録音装置 10,000台

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

会長 齋藤元彦 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）